

通学区域特認校制度実施に係る運用基準

平成 17 年 10 月 24 日制定

平成 31 年 3 月 31 日改正

教 育 長 決 裁

1 通学区域特認校の指定

(1) 横浜市通学区域特認校制度実施要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項における通学区域通学区域特認校の指定に当たっては、次に掲げる条件を考慮する。

ア 特色ある教育の実践を推進して、通学区域外からの児童生徒を積極的に受け入れる準備があること。

イ ①現有施設状況 ②将来の児童生徒数の推移（義務教育人口推計期間中） ③学級編制状況を勘案して、現有施設状況の範囲内で児童生徒の受入れが可能であること。

(2) 義務教育学校の校長は、教育長から通学区域特認校指定にかかる事前調査票の提出依頼があった場合、指定された期日までに調査票を作成し、教育長に提出しなければならない。

2 就学条件

要綱第 4 条第 1 項第 2 号において、通学区域特認校への就学を希望する保護者が横浜市外に居住している場合であっても、建築確認申請書又は賃貸借契約書の写し等により、横浜市内に居住することが確認できる場合には、条件を満たしているものとみなす。

3 就学申請

(1) 申請人員が募集定員を超えた場合に行う公開抽選では、教育委員会事務局からの立会人出席のもとにこれを行う。

(2) 通学区域特認校の校長は、保護者に通学区域特認校への就学を承認しない場合には、通知するものとする。

(3) 就学申請の結果については、通学区域特認校からの報告等に基づき、教育委員会ホームページ等で公表するものとする。

4 その他

その他必要な事項については、教育長が別に定める。